北杜市子育て応援マイホーム補助金交付要綱

平成２７年１０月１日

告示第６９号

（趣旨）

第１条　この告示は、北杜市総合計画において進める子育て世帯及び若者世帯の移住定住人口の増加を図るため、これから北杜市内（以下「市内」という。）に、住宅を新築又は購入する子育て世帯及び若者世帯に対して、予算の範囲内において、北杜市補助金等交付規則（平成１６年北杜市規則第５１号）及びこの告示に基づき補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　定住　１０年以上住むことを前提に市内に住民登録を行い、かつ、生活の実態があることをいう。

（２）　住宅　市内において建築された１戸建てであって、専ら居住の用に供する家屋（賃貸を目的とした家屋（以下「賃貸住宅」という。）及び別荘を除く。）でトイレ、台所及び浴室を備えており、居住用の床面積が５０平方メートル以上であるものをいう。

（３）　併用住宅　店舗等の業務用部分が、居住用部分と結合している住宅（賃貸住宅を除く。）をいう。

（４）　２世帯住宅　１つの住宅内で２以上の世帯が生活する住宅をいう。

（５）　新築住宅　自らの居住に用いるために新たに建築した住宅をいう。

（６）　建売住宅　販売を目的に新たに建築された住宅をいう。

（７）　中古住宅　過去に居住の用に供されたことのある住宅をいう。ただし、子育て応援マイホーム補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）又はその配偶者の２親等以内の親族が居住していた住宅を除く。

（８）　同居　住民基本台帳において同一世帯内に記載され、かつ、同一の生活費を共用している者と同一の住宅内で居住することをいう。

（９）　子育て世帯　１５歳未満（１５歳に到達した日以後最初の３月３１日までの間にある子を含む。以下同じ。）の子とその父又は母が同居している世帯をいう。ただし、１５歳未満の子の父母が婚姻している場合は、父母のいずれも同居している世帯でなければならない。

（１０）　若者世帯　子を産み育てる予定の婚姻し、かつ、同居している夫婦で、夫妻のいずれも３９歳以下の世帯をいう。

（１１）　行政区　北杜市行政区長設置条例（平成１６年北杜市条例第８号）第２条第１項で定める行政区をいう。

（補助申請者）

第３条　補助申請者は、申請日において、次のいずれかに該当するものとする。

（１）　市内に住所を有する若しくは市内に定住する意志をもって転入する予定である子育て世帯の父又は母

（２）　市内に住所を有する若しくは市内に定住する意志をもって転入する予定である若者世帯の夫又は妻

２　補助対象者の世帯は、申請日において、次のいずれにも該当するものとする。

（１）　申請する住宅に定住する意思を有する世帯

（２）　申請する住宅の存する行政区に加入する又は地域の活性化の推進に協力する意志を有する世帯

（３）　市税、市債務その他徴収金を滞納していない世帯

（４）　この告示による補助金の交付を受けたことがある者がいない世帯

（５）　北杜市空き家バンク登録物件リフォーム費等補助金交付要綱（平成２７年北杜市告示第７０号）又は北杜市地域おこし協力隊空き家改修事業補助金交付要綱（令和６年北杜市告示第１０号）に係る補助を受けた者がいない世帯

（６）　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員がいない世帯

（補助対象経費等）

第４条　補助金の交付対象となる経費は、市内で建築若しくは購入する新築住宅、建売住宅若しくは中古住宅（以下「交付対象住宅」という。）の建築費又は購入費（以下「建築費等」という。）及び当該住宅に係る土地（以下「交付対象土地」

という。）の購入費から次に掲げる経費を控除した額（以下「補助対象経費」という。）とする。

（１）　北杜市戸別浄化槽設置費補助金交付要綱（平成１８年北杜市告示第３０号）第４条に規定する補助金の対象となる経費

（２）　北杜市再生可能エネルギー設備設置費補助金交付要綱（平成２９年北杜市告示第２３号）別表第１に掲げる補助対象機器の設置費

２　建築費等については、交付対象住宅のうち補助対象者の居住用部分のみ対象とする。ただし、併用住宅又は２世帯住宅において、居住用部分の建築費等が明確にならないときは、居住用部分の面積を延べ床面積で除した割合により算出する。

３　交付対象住宅については、不動産登記において補助対象者が所有権を有する住宅又は共有財産であって補助対象者が２分の１以上の持分を有する住宅とする。

４　交付対象土地については、交付対象住宅の所在地番のみ対象とし、不動産登記において補助対象者が所有権を有する土地又は共有財産であって補助対象者が２分の１以上の持分を有する土地とする。

５　前各項の規定にかかわらず、国若しくは地方公共団体から補償を受けて、住宅を建築若しくは購入する場合又は住宅の建築若しくは購入をせず、土地のみを購入する場合は、補助対象としない。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の１０分の１の額とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

２　１５歳未満の子がいる場合は、前項で規定する補助金の額に子１人当たり１０万円を加算するものとする。

３　補助金の上限額は、新築住宅又は建売住宅の場合は、１５０万円とし、中古住宅の場合は、１００万円とする。

（事業計画書）

第６条　補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、北杜市子育て応援マイホーム計画書（様式第１号。以下「計画書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）　収支予算書（様式第２号）

（２）　図面（位置図、配置図、各階平面図及び立面図）

（３）　工事請負契約書又は売買契約書の写し

（４）　契約金額の内訳が分かるもの

（５）　建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に基づく建築に係る確認済証の写し又は建築工事届の提出が分かるものの写し（新築住宅又は建売住宅に限る。）

（６）　戸籍謄本

（７）　定住誓約書兼同意書（様式第３号）

（８）　その他市長が必要と認めるもの

２　前項に規定する計画書の提出は、次に掲げる期限内に提出しなければならない。

（１）　新築住宅及び土地　工事請負契約及び売買契約締結後１年以内（その日が北杜市の休日を定める条例（平成１６年北杜市条例第２号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合は、その前日とする。）又は令和９年１２月２０日のいずれか早い日まで

（２）　建売住宅・中古住宅及び土地　売買契約締結後１年以内（その日が休日である場合は、その前日とする。）又は令和９年１２月２０日のいずれか早い日まで

（計画承認等）

第７条　市長は、前条の規定により計画書の提出があったときは、速やかに関係書類等を審査し、補助対象として適当と認めたときは、北杜市子育て応援マイホーム計画承認書（様式第４号。以下「承認書」という。）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による通知に、次に掲げる条件を付すことができる。

（１）　補助金交付後１０年以内に、交付対象住宅を取り壊し、売却、譲渡又は他の者に賃貸しないこと。

（２）　補助金交付後１０年以内に、交付対象土地を売却、譲渡又は他の者に賃貸しないこと。

（３）　補助金交付後１０年以内に北杜市外（以下「市外」という。）へ転出しないこと。

（４）　交付対象住宅の取得後３箇月以内又は令和１０年１２月２０日のいずれか早い日までに当該住宅へ居住し、補助金交付申請を行うこと。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（５）　その他市長が必要と認める事項

（変更等の承認）

第８条　前条第１項の規定により計画の承認を受けた申請者（以下「計画承認者」という。）は、計画の内容等を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、北杜市子育て応援マイホーム計画変更（中止・廃止）書（様式第５号。以下「変更書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、交付予定額に変更が生じない軽微な変更についてはこの限りでない。

２　市長は、前項の規定により変更書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、北杜市子育て応援マイホーム計画変更承認書（様式第６号。以下「変更承認書」という。）により計画承認者に通知するものとする。

３　市長は、前項に規定する通知に条件を付すことができる。

（交付申請）

第９条　計画承認者は、交付対象住宅の取得後３箇月以内又は令和１０年１２月２０日のいずれか早い日までに当該住宅に居住し、北杜市子育て応援マイホーム補助金交付申請書（様式第７号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

（１）　承認書及び変更承認書の写し

（２）　収支決算見込み書（様式第８号）

（３）　工事請負代金又は売買代金の支払いが確認できる書類の写し

（４）　交付対象住宅の土地及び建物に関する不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第１１９条の規定による登記事項証明書

（５）　写真（着工前、工事中及び完成）

（６）　建築基準法第７条第５項の規定による検査済証の写し（新築住宅又は建売住宅において、同法第６条第１項の規定に基づき届出を行った住宅に限る。）

（７）　世帯全員の市税、市債務その他徴収金の滞納がないことが確認できる書類

（８）　その他市長が必要と認める書類

（交付決定等）

第１０条　市長は、前条に規定する申請書を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の額を決定し、速やかに北杜市子育て応援マイホーム補助金交付決定通知書（様式第９号。以下「交付決定通知書」という。）により計画承認者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による交付決定通知書に、次に掲げる条件を付すことができる。

（１）　補助金交付後１０年以内に、交付対象住宅を取り壊し、売却、譲渡又は他の者に賃貸しないこと。

（２）　補助金交付後１０年以内に、交付対象土地を売却、譲渡又は他の者に賃貸しないこと。

（３）　補助金交付後１０年以内に市外へ転出しないこと。

（４）　その他市長が必要と認める事項

３　第１項の規定による交付決定通知書を受けた計画承認者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付を請求しようとするときは、速やかに北杜市子育て応援マイホーム補助金交付請求書（様式第１０号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

４　市長は、前項の規定による請求書により、補助金を交付するものとする。

（補助金の返還等）

第１１条　市長は、交付決定者が、第７条第２項若しくは前条第２項の条件に違反したとき又は虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けたときは、補助金の決定を取り消すことができる。

２　市長は、前項の規定により補助金の決定を取り消した場合は、北杜市子育て応援マイホーム補助金交付決定取消通知書（様式第１１号）により交付決定者に通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定により補助金の決定を取り消した場合で、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対して北杜市子育て応援マイホーム補助金返還命令書（様式第１２号）により期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（住宅の管理）

第１２条　補助金の交付を受け、取得した住宅は、補助金交付後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

（報告及び調査）

第１３条　市長は、必要があると認めるときは、補助対象者、計画承認者又は交付決定者に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して関係書類を調査させることができる。

（その他）

第１４条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成２７年１０月１日から施行し、平成２７年４月１日から適用する。

（この告示の失効）

２　この告示は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき計画の承認がなされた補助金については、この告示は、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

附　則（令和元年５月２０日告示第１０号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（令和元年１２月６日告示第６６号）

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、この告示による改正前の北杜市子育て世代マイホーム補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則（令和４年２月１８日告示第７号）

（施行期日）

１　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの告示の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの告示の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附　則（令和４年３月３０日告示第５０号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第４条に１項を加える改正規定は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月２２日告示第１０号）抄

（施行期日）

１　この告示は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和７年３月１９日告示第３７号）抄

（施行期日）

１　この告示は、令和７年４月１日から施行する。